

聖マリアンナ医科大学・田園調布学園大学・宮前区連携協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 聖マリアンナ医科大学、田園調布学園大学及び川崎市宮前区の連携・協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第3条に基づき、聖マリアンナ医科大学・田園調布学園大学・宮前区連携協議会設置要綱を定める。

(目的及び設置)

第2条 協定書第2条に掲げる連携事項を通じ、地域の発展と人材の育成を円滑に推進することを目的として、聖マリアンナ医科大学・田園調布学園大学・宮前区連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項について協議する。

- (1) 連携に係わる事業方針の決定
- (2) 連携課題の情報共有
- (3) 連携実績の検証とフィードバック
- (4) その他前各号に付帯する事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第5条 協議会に、委員長1名を置く。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を掌理し会議の議長となる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(専門部会)

第7条 協議会は、第3条に規定する事項に関し、専門的事項を調査、研究する時は、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会委員は、学長又は区長が指定する者をもって組織する。
- 3 専門部会委員の任期は、その役割が終了するときまでとする。
- 4 専門部会の事務局は、連携・協議事項に応じて区役所の組織に置くこととし、区長が指定する。

(関係者の出席等)

第8条 協議会の会議等に関して、委員長が必要と認めるときは、随時関係者の出席又は文書その他の資料提出を求め、その意見等を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、川崎市宮前区役所まちづくり推進部企画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	所属機関・職名
委員長	宮前区役所 区長
委員	宮前区役所 副区長
委員	聖マリアンナ医科大学 学長
委員	聖マリアンナ医科大学 教授
委員	田園調布学園大学 学長
委員	田園調布学園大学 教授
委員	学長又は区長が指定する者